大学質保証委員会の部会の構成について

(平成28年5月1日、理事長裁定) (令和 5年6月1日、理事長裁定) (令和 7年4月1日、理事長裁定)

山梨県立大学大学質保証委員会規程(平成28年5月1日制定、大学第6009号) 第4条に定める部会の業務及び構成について、以下のように定める。

1 部会の業務

部会は各学部、研究科、専攻科、全学センター、事務局に対して適宜、情報を伝達するとともに、提案・意見等を集約したうえで、部会案を取りまとめ、大学質保証委員会での審議を受ける。

- (1) 自己点検・評価部会
 - 教育・学修の取組状況、財務、業務の運営状況及びその成果が本学にふさわしく、また地域や県民ニーズに合致しているか、点検・評価を実施する。
- (2) 研究評価部会 本学の研究内容を客観的に評価し、研究水準を担保するとともに研究成果を広く社会へ提供する。
- (3) 認証評価部会 認証評価に係る諸準備、受審、結果の公表を行うとともに、評価結果を考慮し、 大学運営の改善を促進する。

2 部会の構成

- (1) 自己点検・評価部会
 - 副理事長(事務局長)、副学長(教育改革推進室長)、理事(監査)、教育改革 推進室・総務課・経営企画課
- (2) 研究評価部会
 - 理事(研究)、学部長、研究科長、専攻科長、外部有識者、総務課、経営企画課
- (3) 認証評価部会
 - 副理事長(事務局長)、副学長(教育改革推進室長)、理事(監査)、教育改革 推進室・総務課・経営企画課